

石運輸第773号の2
令和6年3月4日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請
の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので、了
知願います。

北信交旅第928号の2
令和6年3月1日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請
の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

公 示

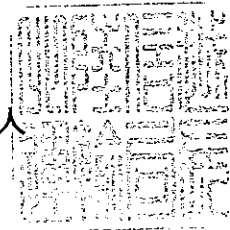
公示第123号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成31年4月26日付け
公示第9号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年3月1日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 9 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する 認可申請の取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 4 月 26 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1) (略) (2) 申請期間 <u>有効な係数が公示されていない場合は、申請を随時受け付けることとし、最初の申請があったときから 1 ヶ月の期間の申請により係数を算定するものとする。また、(4) のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、随時申請することができるものとする。</u></p> <p>3. ~ 11. (略) (別紙 1) (略) (別紙 2) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本公示は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 9 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する 認可申請の取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 4 月 26 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 板崎 龍介</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (1) (略) (2) 申請期間 <u>営業区域ごとに、7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に申請を受け付けることとする。ただし、(4) のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。</u></p> <p>3. ~ 11. (略) (別紙 1) (略) (別紙 2) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本公示は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。</p>

附 則（令和４年１月２１日付け公示第６３号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和４年１月２１日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」３．（２）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は３．のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、２．（３）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

附 則（令和５年６月３０日付け公示第２６号で一部改正）

この公示は、令和５年７月１日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和６年３月１日付け公示第１２３号で一部改正）

この公示は、令和６年３月１日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和４年１月２１日付け公示第６３号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和４年１月２１日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」３．（２）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は３．のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、２．（３）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

附 則（令和５年６月３０日付け公示第２６号で一部改正）

この公示は、令和５年７月１日以降に受理する申請から適用する。